

## 出版関連小委員会（第 5 回）における主な意見概要 （「特定の版面」に対象を限定した権利関係）

平成 25 年 7 月 29 日

### 1. 「特定の版面」に対象を限定した権利の提言趣旨に対する意見

- 公益社団法人日本複製権センター（JRRC）では、「特定の版面」に対象を限定した権利の創設により、権利の分散化を招き、運用業務に支障をきたす懸念がある。
- JRRC をはじめとして企業内複製の集中管理が進む中、著作権が企業内複製に関して効力を持つよう拡張されると、複製管理の主体が散在して、実質的な集中管理が機能しなくなり、このような集中管理等の流通促進策を阻害する方策には反対である。
- 出版者への権利付与の趣旨は、電子出版の流通促進に資するべく、インターネット上に流通する違法コンテンツへの対応を出版者自らが行うことを認める点にあり、企業内複製への対応という目的は本来の改正趣旨と整合しないのではないか。

### 2. 一般社団法人日本書籍出版協会（書協）として「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化を求める理由

- 雑誌の版面をデッドコピーし、それをアップロードするという侵害が多く存在することから、こうした侵害について有益な制度設計を強く望む。このような観点から「特定の版面」に対象を限定した権利は、雑誌誌面のデッドコピーによるネット上での侵害に対して一定の効果が期待できる。
- 現行著作権制度は、最初に発行される形態だけでなく、将来発行されるあらゆる形態の出版についてもその出版権限を包括的に出版者に付与するものである。他方、雑誌出版時の著作権者と出版者との間で通常合意される範囲は、「当該雑誌限り」である。出版権限を包括的に出版者に付与する現行著作権は、雑誌出版時における著作権者と出版者との間で通常なされる合意の範囲を逸脱するものである。
- 「特定の版面」に対象を限定した権利が出版とは言えない利用にその範囲を拡大することは、JRRC や一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）による現行の許諾実務に大きな影響を与える可能性があるが、出版界としては、企業内複製を含む出版物の複製利用について、現在のシステムに影響を及ぼす制度設計は望まない。

### 3. 企業内複製・イントラネットへの対応を提言趣旨から除外することを許容する意見

- 特定の版面だけの利用形態に限定して、出版あるいは電子出版について独占的な権利を設定できるという選択肢もあった方がよいのではないかという趣旨も「特定の版面」に対象を限定した権利には込められている。しかし、書協の意見として、企業内複製にかかる現行システムに対する影響を及ぼす大きな制度設計は望まないということであれば、出版とはいえない利用に拡張するという点についての提言は、今回の審議会の議論においては選択肢から外すという選択もあるのではないか。

- 企業内複製・イントラネットに拡大すべきかどうかという点については、各団体から直ちに必要ではないという意見が多いということであれば、今回の審議会の議論の対象にしないという選択肢もある。企業内複製・イントラネットにこの著作権を及ぼすということは、少なくとも現時点では適切ではないのではないか。

#### 4. 「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化に係る意見

##### 【海賊版対策に賛同するが、「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化に反対する意見】

- 社団法人日本漫画家協会としては、電子配信による海賊版については強い危機感を抱いており、早急に対策の必要を感じていることは出版者と共通。しかし、漫画家が制作する「原稿」と「特定の版面」は区別することが非常に困難であり、著作権そのものを構成する「原稿」における表現まで出版者の権利が拡張される点はどう考えても同意できない。また、「特約により」とあるが、出版者・著作者双方が十分な理解のないまま業界慣習的に契約が締結されると、その条件が空文化し、特約の意味をなさない。
- 日本美術著作権連合としては、海賊版による侵害を防止したい気持ちは、出版者も著作者も同じである。しかし、利活用された絵の出自が「原画」なのか、「版面」なのかは、皆同じ絵であるため判別が難しく、一つの絵に複数の権利が錯綜することになり、また、著作者自身が版面を利用する際、出版者に許諾を求めなくてはならず、著作者の権利が現状より狭められることが「特定の版面」に対象を限定した権利の問題である。
- 一般社団法人日本印刷産業連合会では、出版業界から、出版コンテンツの一部の違法利用などについての海賊版対策の必要性が示されているが、この趣旨には賛同する。しかし、かかる海賊版対策は、「特定の版面」に対象を限定した権利ではなく、著作権そのものの中で海賊版に対応できるよう議論していけばいいのではないかと。

##### 【「特定の版面」に対象を限定する権利の法制化に係る問題点を指摘する意見】

- 「版面」について現在用語の定義はなく、また、電子書籍においては、表示画面が固定されないリフロー型の電子書籍等が存在し、「版面」を特定することは困難である。
- 電子書籍については、「特定の版面」を適切に設定できないと思うが、仮にフィックスしたものが版面として特定できたとしても、少しでもレイアウトが違うものは別の版面となり、似て非なる版面の権利を有する者が多数生じることもあり得るため問題である。
- 電子著作権を保有する出版者であっても、同一の版面について、「特定の版面」に対象を限定した権利を保有する者が別に存在する場合、当該電子著作権を保有する出版者は第三者対抗要件である登録を具備しなければ、それに勝てないことになる。そこで、サブライセンス（出版権者による再許諾）を受けてビジネスをする者としては、電子著作権を保有する出版者に対して当然、第三者対抗要件を具備してもらうよう要求することになる。1件3万円の登録料を、すべての雑誌について支払うのか、このような観点からしても、本当に「特定の版面」に対象を限定した権利が書協の指摘する、現行出版実務の中に無理なく組み込める制度であるのか極めて疑問。

**【「特定の版面」に対象を限定した権利以外の方策によって書協の目的を実現する方策を検討すべきとする意見】**

- 企業内複製・イントラネットに著作権を広げることは置いておいて、限定した著作権の設定を可とするということに議論を絞ってはどうか。
- 「特定の版面」について問題が大きいという各団体から意見があるならば、特定の版に限定した著作権の設定というふうに「版」に限定するのではなく、著作権設定契約において当事者が例えば「雑誌に掲載する著作権」等のように、対象を限定した著作権の設定を可能にすることで足りるのではないか。それによって著作権者の選択肢も広がり、かつ出版者における侵害対策の効率化も行われるようになるのではないか。さらに、それを設定契約に委ねれば「特定の版面」とは何かという議論も特にする必要もなくなるのではないか。

(以 上)